

## 令和4年度 第3回大和市入札監視委員会 会議要旨

---

1. 日 時 令和5年2月10日（金） 10時00分～11時30分
2. 場 所 大和市役所 本庁舎 第5会議室
3. 出席状況 委 員 3名  
事務局 6名
4. 会議次第
  - 1 委員長あいさつ
  - 2 議題
    - (1) 入札状況について（報告）
    - (2) 入札参加停止業者について（報告）
    - (3) 抽出事案の審議について  
・別紙一覧表のとおり
  - 3 答申について
  - 4 その他

---

### 【会議要旨】

- 1 委員長あいさつ
- 2 議題
  - (1) 入札状況について（報告）  
事務局から工事、コンサル、一般委託、賃貸借及び物品ごとの発注件数を説明。
  - (2) 入札参加停止業者について（報告）  
現在の入札参加停止業者の内容について説明。
  - (3) 抽出事案の審議について

---

## ①令和4年度引地台公園管理事務所キュービクル改修工事

---

### 【抽出理由】

最低制限価格以下の無効が4件ありますが、最低制限価格および設計金額に問題はなかったのでしょうか。また、今後、見直す可能性はありますか。

### 【回答】

#### （最低制限価格について）

- ・最低制限価格については、国の中央公契連モデルに基づく設定率を採用した「大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領」に則り適正に算出しています。
- ・最低制限価格は、国土交通省が率を改正した場合に通知がなされますが、その都度、本市最低制限価格の設定に関する要領を改正し、国の設定率と整合させています。
- ・直近では、国は、令和4年に、最近の諸経費動向調査の結果に基づき、企業として継続するために必要な経費の対象を考慮した結果、最低制限価格の上方修正（一般管理費の率のアップ）を図ったところです。
- ・最低制限価格は適宜最新の市況を反映した率を採用しており、適切に運用しています。

#### （設計金額について）

- ・本工事の積算は、大きく①キュービクルの部品費用、②停電が伴う交換工事の際に施設電源を1～2日凌ぐための発電機リース費用、の2つの経費で構成されております。
- ・①②の積算にあたっては、主に、市において3社から見積もりを取得し、比較したうえで設計金額に採用しており、設計金額は市場価格に基づいた適切な内容と考えています。
- ・今回、無効となった4者は、各々取得した見積もりが、市の採用価格より安価であったため、結果的に最低制限価格を下回ったものと分析しています。

### 【質疑】

委員：国の中央公契連モデルは全国一律で採用するものなのか。

事務局：一律ではないようだが、県内では多くの自治体が採用している。

委員：公開されているものなのか。

事務局：公開されている。

---

## ②令和4年度中部浄化センター圧送幹線空気弁交換補修

---

### 【抽出理由】

落札した業者以外の業者がすべて辞退しているが、どのような理由が考えられるか。

### 【回答】

水質管理センターにおいて、条件付一般競争入札による空気弁等の交換補修は初めての案件です。本補修は通常の土木工事で十分に対応できる設計であります。入札を辞退した業者は、扱ったことがない補修であったことから、経験値等を踏まえ入札に慎重になったものと考えられ、年度の後半に入札が実施される施工実績のある手慣れた土木工事の案件を優先したものと分析しています。

### 【質疑】

委員：落札業者は包括的民間委託の事業者とは異なるのか。

事務局：異なる。

---

## ③令和4年度中部浄化センター圧送1-1号改築更新工事（その1）

---

### 【抽出理由】

一般的に多数の業者が入札に参加する土木工事の入札であるところ、入札業者が1者、かつ、落札率も99.70%と高いですが、何か理由があるのでしょうか。他の土木工事とどのような違いがあるのでしょうか。

### 【回答】

- ・当該案件は、9月に一度入札公告を行っております。その際、当該案件の種別及び設計金額に付されている標準発注条件にあるとおり、「土木一式」について名簿登録時の総合評定値が740点未満の市内業者であることに加え、ダクティル鑄鉄管の布設に係る元請施工実績があることを入札参加資格要件として求めておりましたが、入札参加申請業者がいなかったため、中止となりました。
- ・その後、その状況を踏まえ、名簿登録時の総合評定値が1,100点未満の準市内業者まで発注条件を広げた形で再度入札公告を行いました。
- ・本工事は、比較的口径の大きいダクティル鑄鉄管を更新する工事であり、大和市では近年、このような発注実績がなく、特に口径の大きい管の更新となると、他の土木工事とは異なり施工経験のない業者が多いことから、前回の施工業者である1者のみの入札になったものと分析しています。また、工期が年度末までとなるため、業者の技術者不足なども入札者が1

者しかいなかった理由として推測されます。

**【質疑】**

委員：名簿登録時の総合評定値とはどのようなものか。

事務局：建設業法で定められており、企業の規模や能力を数値化したもの。

委員：数値が高い方が良いものなのか。

事務局：数値が高いと規模の大きな工事の入札参加が可能になる。

---

**④中部学校給食共同調理場中規模改修工事（ボイラー設備）監理業務委託**

---

**【抽出理由】**

随意契約となっている理由が、（見積合せ執行調書において）設計を受託した事業者であると記載があります。設計と監理を同じ業者が行うことになっているならば、設計と監理を別に契約する理由は何なのでしょう。

**【回答】**

- ・監理業務とは、設計業務委託の成果を基に発注となる工事が、設計図書（図面や内訳書）の通りに行われているかを確認する業務であり、工事の契約日と併せて監理業務委託を締結しています。
- ・そのため、工事請負契約が不調となる場合など、契約が確定していない段階では、監理業務委託を発注することが出来ないため、手続き上、契約を分割せざるを得ないものです。

**【質疑】**

特になし

---

**⑤固定資産鑑定評価業務委託（５－１）**

**固定資産鑑定評価業務委託（５－２）**

**固定資産鑑定評価業務委託（５－３）**

**固定資産鑑定評価業務委託（５－４）**

**固定資産鑑定評価業務委託（５－５）**

---

### 【抽出理由】

いずれも固定資産鑑定評価業務委託であるところ、落札した業者が他の入札で無効となり、結果として、仕事を分け合う形となっているが、どのような事情があるのか。

落札した業者が、順次その後の入札において無効となっているように見えるが、何か理由があるのか。

5つの不動産鑑定契約を5つの事業者がひとつずつ落札しており、落札率も高い。入札が適正に行われているか確認したい。

### 【回答】

- ・固定資産税の鑑定評価は市内全域の評価額の面的バランスや他の公的土地評価との均衡に配慮した鑑定が必要となります。そこで大和市及び隣接市の地価公示価格の鑑定評価、相続税の鑑定評価に携わっている鑑定士との条件を付し競争入札を行っています。
- ・加えて同一の鑑定士が多数の地区を鑑定した場合、業務量の多さから、評価額算定のための十分な吟味を欠く恐れがあることから、1者が担当できるのは1地区と入札参加資格要件で規定しています。そのため、落札後はほかの入札が無効となります。よって、仕事の分け合いではなく、品質の確保を目的とした規定の結果になります。
- ・また、本業務は履行に係る経費の殆どが人件費であることから、各業者の見積額に大きな差がつきにくく、落札率が高くなっているものと考察します。

### 【質疑】

委員 : 5者以外の業者が落札したことはあるのか。

主管課 : 今年度、1者入れ替わっている。

委員 : 設計はどのように積算しているのか。

主管課 : 見積により設計額としている。国が不動産鑑定の基本報酬額を示しているが、本件の設計額は比較するとかなり低い額となっている。

委員 : 5地区をそれぞれ同一の業者が毎回落札しているのか。

主管課 : 基本的には地価公示分科会の担当エリアを踏襲する傾向はあるようだが、分科会での担当シャッフルはある。

委員 : 地区を担当する業者の違いにより、評価額が不公平となることはないのか。

主管課 : 市も随時、地区の境界付近などで比較をし、乖離があれば複数の鑑定士に修正の必要性を検証させている。

---

**⑥イスほか5品目  
テーブルほか1品目**

---

**【抽出理由】**

イス・テーブル等の什器の購入であり、入札が競合することが想定される場所、入札したのが1者のみ、かつ、落札率も高くなっていますが、何か事情があるのでしょうか。ちなみに、この落札業者が他で落札しているものについては、落札率は、これらほど高くありません。

**【回答】**

各々発注に際しては、3者から参考見積もりを取得しており、競争性を確認したうえ入札を実施しています。また、各備品とも、特注品ではなく、一般メーカーの標準品から選定しているため、調達に特段の有利不利は考えられず、単に在庫等の状況から、結果的に1者であったと分析しています。

ただし、やまと公園休憩所新築工事においては、プロポーザルにより選定された事業者の設計により工事を行っており、配置する什器等については、形状や配置場所を含めた一体のデザイン性を含めた設計として市が採用したことから、購入什器は市が「カタログNo.から製品を指定して」発注を行いました。物品購入では、通常、「同等品可」として調達を行いますが、今回は製品指定としたため、他の什器購入と比較すると、落札率が高かったものと考えています。

**【質疑】**

特になし

3 答申について

事務局から、答申について事務連絡。

4 その他

事務局から、次回の日程等について案内を行った。

以上

令和5年2月10日

大和市長 大木 哲 殿

大和市入札監視委員会  
委員長 櫛笥 正晴



「入札等事務の運用状況等（令和4年5月1日から8月31日契約分）」  
について（答申）

令和5年2月10日付で、大和市入札監視委員会に対して諮問された「入札等事務の運用状況等（令和4年9月1日から12月31日契約分）」について、本委員会は透明性、公平性及び競争性の高い入札・契約制度を実現するために、中立・公平な第三者機関としての立場で入札制度並びにその適正な運用に関して客観的な調査及び審議を行いました。

その結果、透明性、公平性及び競争性の確保といった点で概ね適正に入札等が執行されていることを確認いたしました。その中で、同じ仕様で複数の委託業務を発注した事案で、「1業務を落札した者は他の案件に参加できない」との条件を付したものがありませんでした。その場合、順次、入札参加者が減少するため、今後も同様の条件を付す場合は、「いずれの入札においても、十分な参加者数が確保される」ことを念頭に、参加要件を検討してください。

今後も引き続き、入札等事務の適正な運営及び透明性の確保に留意していただくことをお願いいたします。